

# 二級・木造建築士の懲戒処分等又は建築士事務所の監督処分に係るホームページ公開について

## (1) 公開の対象とする処分

平成24年1月10日以降に行った次の行政処分情報を公開する。

- 二級・木造建築士の免許取消し又は業務停止処分
- 建築士事務所の登録取消又は事務所閉鎖処分

## (2) 公開期間

- 5年間

## (3) 公開する処分内容

### ①二級・木造建築士の免許取消し又は業務停止に係る公開内容

- 処分年月日
- 建築士氏名、二級・木造建築士の別及び登録番号
- 処分の内容（免許取消・業務停止の別、業務停止期間）
- 処分の原因となった事実

### ②建築士事務所の登録取消又は事務所閉鎖に係る公開内容

- 処分年月日
- 建築士事務所の名称及び所在地
- 開設者の名称及び代表者の氏名
- 一級・二級・木造建築士事務所の別
- 登録番号
- 処分の内容（登録取消・事務所閉鎖の別、事務所閉鎖期間）
- 処分の原因となった事実